

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力取引監視等委員会委員長

小売電気事業を営もうとする者の登録について（回答）

平成27年10月15日付け20151014資第16号及び平成27年11月4日付け20151104資第4号により、貴職から当委員会に意見を求められた小売電気事業を営もうとする者について審査を行ったところ、別添の小売電気事業を営もうとする者については、いずれも「電気事業法第2条の2及び第27条の15の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準」（平成27年8月3日付け20150728資第1号）1.（2）に該当する事実は認められませんでした。

ただし、貴職におかれましては、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録に当たっては、以下の条件を付すようお願いいたします。また、以下の1.の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

1. 申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。
2. 平成28年4月1日より前に、小売供給を受けようとする者と小売供給に関する契約の締結をしようとするときは、電気事業法等の一部を改正する法

律（平成２６年法律第７２号）第１条の規定による改正後の電気事業法（昭和３９年法律第１７０号。以下「法」という。）第２条の１３の規定の例により、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件の説明等を行うこと。また、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者がある場合にあっては、当該者に、法第２条の１３の規定の例により、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件の説明等を行わせること。

さらに、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給を受けようとする者からの苦情及び問合せについては、平成２８年４月１日より前においても、適切かつ迅速にこれを処理すること。

3. 当該登録に付された条件の適正な実施を確保するために必要な限度において、報告又は資料の提出を求められた場合には、平成２８年４月１日より前においても、遅滞なく対応すること。

(別添)

(小売電気事業を営もうとする者)

- ・株式会社イーネットワークシステムズ
- ・伊藤忠エネクスホームライフ関東株式会社
- ・伊藤忠商事株式会社
- ・入間ガス株式会社
- ・株式会社エコスタイル
- ・王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社
- ・株式会社東急パワーサプライ

(五十音順)